令和８年（フ）第４３３号
岡山市北区平田169番地103　サンフィールド405
破産者　森薗　勝美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０号
大分県佐伯市大字池田1991番地１　蛇崎アナハイム　Ａ
破産者　川野誠志郎
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第２１号
大分県佐伯市大字池田1991番地１　蛇崎アナハイム　Ａ
破産者　川野　珠里
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第４５号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津941番地１　ゆたかランド111号、前住所鹿児島県鹿児島市吉野町742番地46
破産者　日髙　広陸
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

破産手続終結

令和７年（フ）第８０１９号
東京都葛飾区青戸８丁目７番16号
破産者　株式会社リキフーヅ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３２８号
東京都大田区大森北５―10―15―４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区上池台５丁目11番９―301号
破産者　株式会社ティーエスコーポレーション
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６２０８号
東京都新宿区高田馬場２丁目13番８号、商業登記簿上の本店所在地佐賀県東松浦郡玄海町平尾691
破産者　株式会社モーガンフィールド
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５２７号
東京都渋谷区松濤２丁目７番12号
破産者　株式会社イーグル
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９９号
群馬県高崎市上豊岡町982番地
破産者　新日本精工株式会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第９４４号
東京都中央区日本橋小伝馬町10番８号
破産者　株式会社ＣＢＭＩホールディングス
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２６４６号
大阪市生野区中川５丁目３番２号
破産者　いなせ建設株式会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５０８２号
大阪府守口市大日町２丁目16番17号
破産者　神港プラス工業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５７４３号
大阪市中央区南本町２丁目３番11号玉屋ビル５階
破産者　株式会社ジュニー・クルール
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６０号
東京都青梅市吹上269番地の10野村アパート101号
破産者　廣瀬　勝彦
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６５号
東京都府中市栄町１丁目30番地の10　１階
破産者　阿部　隆太
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０３６号
東京都立川市砂川町３丁目29番地の１レインツリー207
破産者　岸今日子（破産手続開始決定時の姓　八乙女）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６７５号
静岡市駿河区広野３丁目29番８号
破産者　株式会社ふれあい
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３号
島根県松江市上乃木三丁目13番地20号
破産者　有限会社青山珈琲
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

令和５年（フ）第２５３号
愛知県高浜市八幡町三丁目７番地26
破産者　株式会社絆ライン
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係